

議案第106号

福岡市・久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が久山町から委託を受けて実施しているごみ処理事務の委託期間を延長すること等について協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市・久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

福岡市・久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部を次のように変更することについて、久山町と協議する。

福岡市・久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

福岡市・久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第1条中「焼却処理」の次に「、破碎選別処理」を、「ごみ焼却施設」の次に「、資源化センター」を加える。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この規約は、協議成立の日の翌日から施行する。